陳情第52号		受理年月日	平成29年9月25日	
付託委員会		保健病院委員会		
件	名	生活仍	<b>呆護の決定・変</b>	更通知書の改定について

## 要旨

生活保護法では、保護の決定及び変更については書面をもって通知することを定めているが、その具体的な内容は各実施機関によって異なる。この通知は、生活保護の申請に対する決定・変更であるから、申請者誰もが理解できるものであることが大切である。

しかし、北九州市の保護決定・変更通知書は、非常にわかりにくく、 通知書を見てもわからず、通知書に書かれている金額と実際の支給額が 違う、保護課に問い合わせて説明を聞いてもさっぱりわからないなどの 声が多く聞かれる。

例えば福岡市の通知書では、実際に支給される金額、生活・住宅・教育など種類ごとの扶助額と最低生活費の金額、そこから差し引かれる収入認定額や控除額等の内容と算出方法などが明示されているので、たとえ文字が読めない人であっても知人に読んでもらえば、ほぼ理解できる内容になっている。

北九州市は、これまで通知書がわかりにくいとの声に対して電算システムなので変更が難しい、字数制限がある、担当職員に尋ねてもらえば丁寧に説明する等と答弁してきたが、通知書のスタイルをそのままにしておけば、担当職員も説明を求められることが多くなり、仕事の効率も低下する。また、説明を聞いても理解できなければ、保護受給者とケースワーカーの信頼関係も損なわれがちになる。

ついては、生活保護の決定・変更通知書を実際の支給額、基準額と控除・加算など計算プロセスを明示した誰にでもわかりやすいものに改めていただきたい。